

移住体験促進事業委託仕様書

1. 契約件名

移住体験促進事業委託

2. 業務の目的

古賀市人口ビジョンの社人研による将来人口推計によると本市の人口は2020年をピークに減少が見込まれている。将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域経済を支える生産年齢人口の急激な減少を和らげる必要があり、特に20～40代の子育て世代の社会増をめざすことが必要である。また、保育士、介護士（以下、人材確保困難職種）といった職種は人材確保が難しく、古賀市内でも採用に苦慮している。

以上のような状況を踏まえ、本業務においては、子育て世代の親子や、人材確保困難職種に就業を希望する者の新しい移住体験をする機会を創出することで、移住のきっかけをつくり、首都圏等からの移住・定住を促進することを目的に実施するものとする。

3. 業務内容

(1) 移住体験プログラムの開発

- i 福岡県外（特に首都圏）在住、ファミリー層または人材確保困難職種への就業希望者をメインターゲットに、本市での仕事や暮らしを体験できるようなプログラムを開発すること。
- ii 本市ならではの自然・食・伝統文化等の魅力を掘り起こし、地域交流コンテンツや地元企業と連携した体験型のプログラムを開発及びブラッシュアップすること。
- iii 地方への移住検討者や本市に関心を持つ方が、本市での暮らしをイメージできるようなプログラムとし、移住につながるようなプログラムとすること。
- iv 人材確保困難職種就業希望者に対しては市内の保育所など実際に職場を見学または体験できるプログラムとすること。

(2) 移住体験プログラム実施・運営

- i 親と18歳未満の子どもで構成される4世帯程度が参加できる2泊3日以上プログラムを1回以上開催すること。
- ii 人材確保困難職種への就業希望者6世帯（単身世帯も可）程度が参加できる2泊3日以上プログラムを1回以上開催すること。
- iii 参加者の募集や受入先の調整・宿泊手配等、行程の手配を行うとともに、旅費や施設使用料等の費用負担を行うなど、参加しやすい環境を整備すること。
- iv 随行員を1名以上確保し、行程管理を行うこと。

(3) 広報活動

- i 本業務にかかる取組を発信する広報の企画、運営を行うこと。なお、参加者募集に当たっては、受注者が有するネットワーク等を活かし、移住検討中のファミリー層や人材確保困難

職種の就業希望者に広く周知を行うよう努めること。

ii 参加者との連絡調整

- ※ 広報活動に際してのイベント中の撮影、広報素材としての公表の同意
- ※ 参加者への案内等
- ※ 移住に関するアンケートの協力

4. 業務全般における実施条件等

- (1) 将来的な移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大に寄与するよう、各種広報媒体を組み合わせた効果的な情報発信を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生には十分注意して、事業を実施すること。また、発生した際は適切な措置を講じること。

5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

6. 履行場所

古賀市内及び市が指定する場所

7. 成果品

- (1) 移住体験プログラム参加者アンケート（電子データ）
- (2) 業務報告書（電子データ）
 - ※ 提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

8. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

9. 前金払

受注者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受注者が協議して定めることとする。

10. その他

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (3) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (4) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の

保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。